

### 三重県公安委員会告示第 13 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 7 条の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 26 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

#### 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

#### 2 実施期日及び実施場所

##### (1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
施設警備業務 1 級	令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	計 15 人
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級	令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	計 15 人
交通誘導警備業務 2 級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
施設警備業務 1 級	令和 8 年 10 月 23 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
施設警備業務 2 級	令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 1 級	令和 8 年 10 月 16 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
交通誘導警備業務 2 級	令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

##### (2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6  
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

#### 3 受検資格

##### (1) 施設警備業務 1 級及び交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

##### (2) 施設警備業務 2 級及び交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

#### 4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

#### 5 受検申請手続等

##### (1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第 9 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号） 1 通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書(検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。)の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
施設警備業務1級	令和8年7月28日(火)から同月31日(金)までの午前8時30分から午後4時まで
施設警備業務2級	
交通誘導警備業務1級	
交通誘導警備業務2級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

(6) オンライン申請

本検定申請については、e-Gov電子申請(デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。)からオンライン申請することができます。オンライン申請を希望する場合は、事前に三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話059-222-0110 内線3028)又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。

6 申請手数料

種別及び級	申請手数料
施設警備業務1級	16,000円
施設警備業務2級	16,000円
交通誘導警備業務1級	14,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

申請手数料は、検定申請書の提出時等に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数は還付しません。

7 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話059-222-0110 内線3028)又

は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。